

第 2 章

青色申告は こんなにお得!



「青色申告」は、「白色申告」に比べてさまざまなメリットがあります。

たとえば青色申告だけの特別控除を受けることができたり、
通常は経費として認められないものが、特例として認められることがあります。

その結果、課税対象の「所得金額」を減らすことができ

節税効果が大きくなります。

本章では青色申告のメリットを解説していきます。



65万円の 特別控除がある

青色申告をする最大のメリットが「65万円の青色申告特別控除」です。特別控除には10万円控除もありますが、せっかく青色申告するのに65万円控除を受けないのはもったいないです。ここでは65万円控除を受けるための条件を説明しておきます。

パソコンで帳簿付けするだけで65万円控除に!

控除額65万円と10万円の差は、帳簿の付け方の違いだけです。10万円控除は「簡易簿記」という方法で、家計簿のようなシンプルな帳簿だけでかまいません。それに比べ、「65万円控除」が受けられるのは「複式簿記」というやり方です。こちらは必要に応じて8種類の帳簿を使用します。ただ、『やよいの青色申告 19』ならお金のやり取りを入力しておくだけで、すべての帳簿は自動作成されるので安心です。簡易簿記も複式簿記も手間は同じなので、65万円控除の複式簿記にすべきなのです。

青色申告特別控除

簡易簿記	複式簿記
10万円控除	65万円控除

複式簿記で付けていても、確定申告の期日に遅れてしまうと10万円控除しか受けられなくなるので、注意しましょう。

※平成30年度税制改正により、青色申告特別控除の要件が平成32年(2020年)から変わります(冒頭の確定申告NEWSのNEWS06参照)。



「不動産所得」で 65万円控除を受けるには

アパートの家賃収入や駐車場の貸付などによる不動産所得は、一定以上の事業的規模があると判断できる場合に限り65万円控除を受けることができます。しかし、その判断は難しいので、「5棟10室」という一定の形式基準が設けられています。貸家なら5棟以上、貸室なら10室以上、駐車場なら50台以上が目安です。

貸家
5棟以上

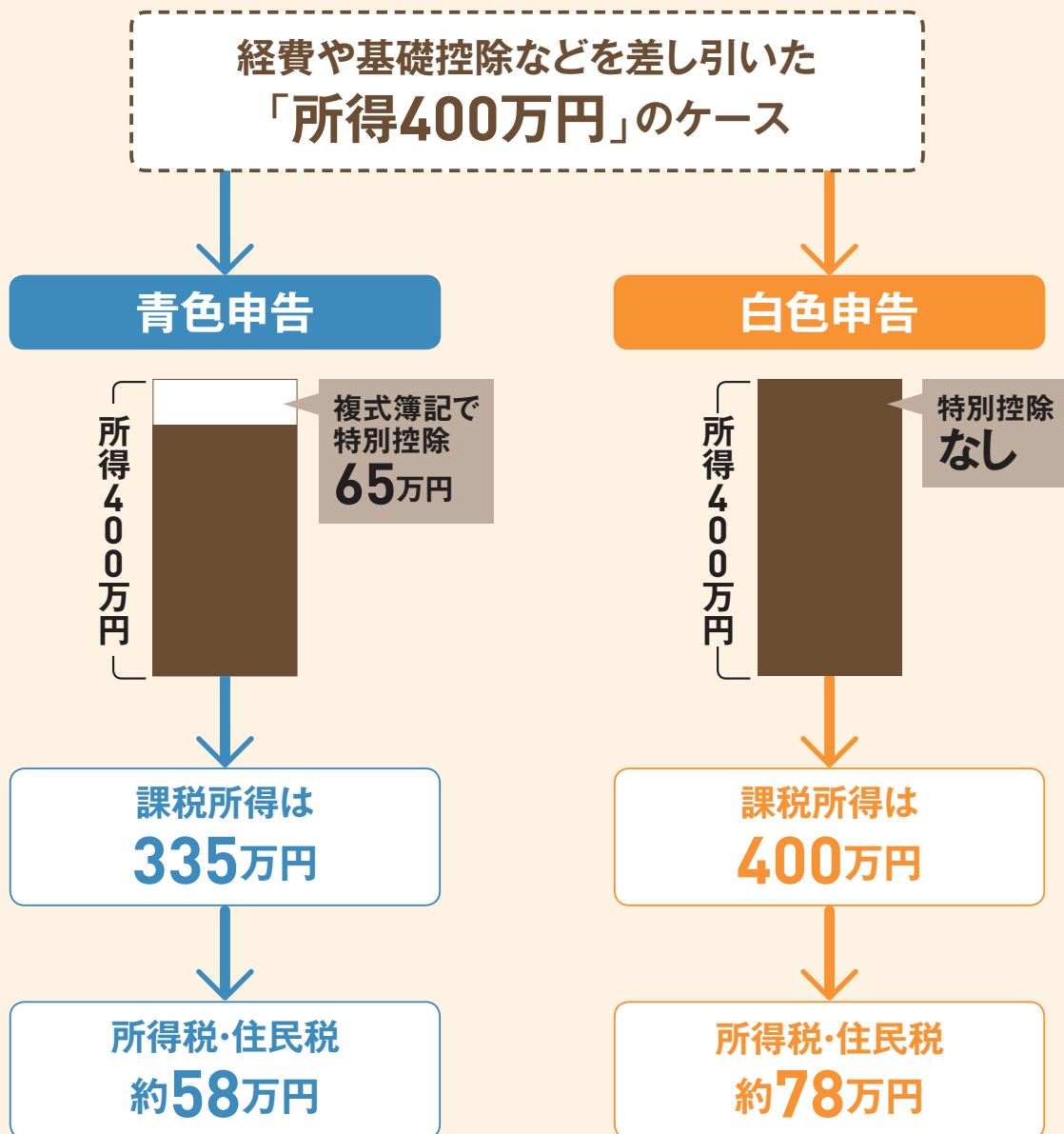


アパート・マンション
10室以上



青色申告(65万円控除)と白色申告の 所得税はこんなに違う!

青色申告特別控除の65万円があると、どれだけお得になるのでしょうか。
ここでは経費やその他の控除を差し引いた「所得400万円」の場合で比較してみます。



所得税等の差は約**20万円!**

ステップ

10

赤字を 3年間繰り越せる

事業で赤字を出した場合、その年の所得税額はゼロになります。さらに青色申告ではその赤字を3年間繰り越せます。翌年以降の黒字から赤字分を差し引いて所得を減らすことができるため、所得税額が安くなります。白色申告にはない大きなメリットです。

所得税を減らせるので節税効果は大きい

赤字になった年から3年の間に儲けが出た場合、確定申告で黒字の所得から過去の赤字分を差し引いて税金を抑えることができます。これを「純損失の繰越し控除」といいます。くわしくは次ページの図で解説していますが、これも青色申告だけの大きな特典です。赤字の年の所得税は当然ながら

ゼロですが、翌年から儲けが出た場合でも、前年の赤字分と相殺して所得を減らすことで税金も減るので、前年の損失を取り返すことができるのです。純損失の繰越しを行うには、通常確定申告書第一表・第二表に加えて「損失申告」用の第四表という書類が必要になります。

これもメリット! 純損失の繰戻し還付

赤字を繰り越すのとは逆のケースもあります。前年は黒字だったのに今年は赤字になってしまったという場合は、今年の赤字分を前年の黒字分と相殺できるのです。これを「純損失の繰戻し還付」といいます。前年払い過ぎた税金を受け取れます。



ひと押し

所得の「損益通算」とは

所得の種類が複数ある場合は、すべての所得を合算してその年の所得としてあつかいます。これを「損益通算」といいます。たとえば事業所得が200万円の赤字、不動産所得と一時所得がそれぞれ50万円の黒字だったとすると、その年の所得はマイナス100万円となります。なお、赤字を通算できるのは事業所得や不動産所得など一定の所得に限られます。

事業所得 -200万円

+

不動産所得 +50万円

+

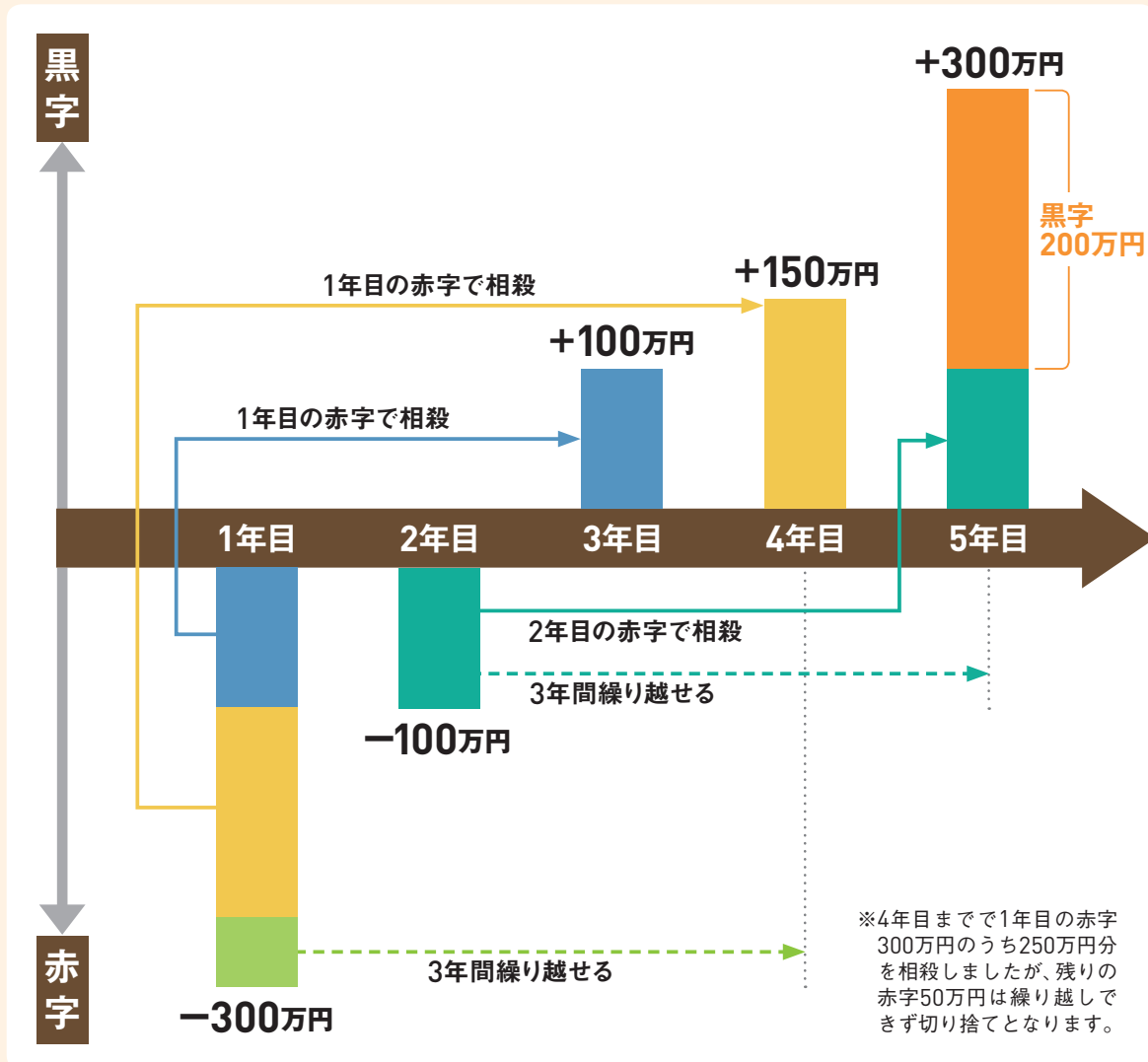
一時所得 +50万円

||

損益通算後の所得 -100万円

「純損失の繰越し控除」とは

下の棒グラフは開業後5年間の所得額のサンプルです。
 1年目は300万円の赤字ですが、この赤字分は3年目や4年目の黒字分と相殺できるので
 3年目と4年目の所得税をゼロにできます。2年目の赤字100万円は
 5年目の黒字300万円から差し引けるので、5年目の所得を200万円に減らせます。



1年目	300万円の赤字	所得税はゼロ
2年目	100万円の赤字	所得税はゼロ
3年目	100万円の黒字を1年目の赤字100万円分と相殺	所得税はゼロ
4年目	150万円の黒字を1年目の赤字150万円分と相殺	所得税はゼロ
5年目	300万円の黒字を2年目の赤字100万円と相殺	所得税は黒字200万円分

ステップ
11

家族の給与は 必要経費になる

配偶者や親族に仕事を手伝ってもらったときに支払う給与は、通常は必要経費として認められていません。しかし、青色申告の場合、**ステップ06**で解説した「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出しておけば、給与を経費にして家族で所得を分散することができます。

「生計を一にする」家族や親族が対象です

お店などを営んでいる個人事業主の場合、配偶者や親族に手伝ってもらっている方も多いはず。青色申告なら同じ家、同じ財布で生活している家族を「青色事業専従者」として届け出ること、その適正な給

与を経費にできます。ただし、事業的規模でない不動産所得のみでは認められないので注意しましょう。白色申告の場合は、事業専従者である配偶者で86万円、親族なら50万円の控除どまりとなります。

「青色事業専従者」になるための条件

専従者として認定されるためには、以下のすべての条件を満たしている必要があります。事業に従事している日数が少なかったり、給与が高すぎると認められないことがあります。

- 生計を一にする配偶者や親族であること
- その年で6カ月を超えて、事業に従事していること(例外あり)
- その年の12月31日で15歳以上であること(学生は不可)
- 給与が仕事内容に対し適正な金額であること
- 「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していること

家族の給与を経費にしたときの節税効果

どのくらいの節税効果があるか、サンプルで比べてみます。
給与を差し引く前の所得を500万円、配偶者給与は年間200万円とします。

配偶者に年間200万円の
給与を支払ったケース

青色申告

給与を差し引く前の所得
500万円

専従者の給与は全額経費
(青色事業専従者給与)
200万円

課税対象の所得
300万円

白色申告

給与を差し引く前の所得
500万円

事業専従者控除
(配偶者は86万円、親族は50万円)
86万円

課税対象の所得
414万円

青色申告のほうが**114万円**所得を減らせる!

※給与を受けた専従者には所得税等がかかります

ステップ

12

30万円までの固定資産を一括で経費にできる

パソコンなど10万円以上するものは通常は「固定資産」となり、一括計上できません。数年間に分割して経費に組み込むこととなります。しかし、青色申告なら30万円未満の備品を一括して経費にできます。

青色申告なら「減価償却の特例」を受けられる

仕事で使う備品でも、10万円以上するものは法令で定められた年数（耐用年数）にしたがい、分割して経費計上しなければなりません。これを「減価償却」といいます。しかし、青色申告には特例があり、仕事で使う30万円未満の固定資産を一度に経費にすることが認められています。経費を増やし所得を減らせるので、節税効果があります。この特例は平成32年（2020年）3月31日までに取得・使用しているものに限られています。この特例を使って全額をその年の経費にするか、通常の減価償却として毎年計画的に経費にしていくかの選択は自由です。

特例を受けられそうな おもな固定資産

固定資産	本来の耐用年数
複合機	5年
パソコン	4年
エアコン	6年
冷蔵庫	6年
カメラ	5年
据置金庫	20年
看板、ネオンサイン	3年

※この特例が認められるのは、取得価額の合計で300万円までになります。また、開廃業時は300万円を月割換算します。



30万円以上の固定資産は減価償却します

30万円以上の固定資産にはこの特例の適用はないので、定められた年数にしたがい減価償却します。『やよいの青色申告 19』で耐用年数表を確認できます。メニューバーの[ヘルプ]→[マニュアル] →[減価償却資産の耐用年数表]をクリックします。

固定資産の例	耐用年数
鉄筋コンクリート造の事務所	50年
木骨モルタル造の事務所	22年
金属製の事務机、事務いす	15年
テレビ	5年
軽自動車	4年

国税庁 耐用年数表より

URL https://www.keisan.nta.go.jp/survey/publish/34255/faq/34311/faq_34353.php

減価償却の仕組み

減価償却の仕組みと「減価償却の特例」の例を比較します。
 特例が選べるなら、事業の経営状態によって好きなほうを選びましょう。

所得が**100万円**の年に**12万円**のパソコン
 (耐用年数4年)を購入したケース

通常の減価償却

減価償却する前の所得
100万円

計上できる経費
3万円

課税対象の所得
97万円

特例による一括計上

減価償却する前の所得
100万円

計上できる経費
12万円

課税対象の所得
88万円

特例を使えば経費を9万円前倒しできる!

● 計上できる経費の違い

		1年目	2年目	3年目	4年目
償却方法	通常の減価償却	3万円	3万円	3万円	2万9999円 [※]
	特例による一括計上	12万円	—	—	—

[※]耐用年数の最終年は1円(備忘価額)を引いた額になります。

ステップ
13

自宅開業なら家賃や光熱費も必要経費になる

白色申告でも家賃や光熱費を必要経費として計上できますが、制限があります。青色申告のほうがより認められやすくなっています。自宅を事務所や店舗として利用するなら、青色申告にしたほうが断然有利です。

事業で使ったことを証明できれば経費になります

自宅を仕事場としている人は、家賃や光熱費などの経費を事業用と個人用に分けるのが難しいでしょう。こうした費用は「家事関連費」と呼ばれ、基本的には必要経費になりません。しかし、青色申告なら、「事業で使った」と証明できる分は必要経費とすることが認められています。たとえば家賃の場合は、仕事で使っている部屋の「床面積の割合」を基準とします。もし仕事で使っている割合が家全体の30%だとすると、家賃のうち30%が必要経費として認められることになります。電気代や電話代なども同じように必要経費として計上できます。くわしくは**ステップ21**で説明します。



家事関連費が必要経費として認められる基準

	青色申告	白色申告
主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要な部分を明らかに区分することができる場合	○	○
青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる場合	○	×

家事関連費とは

自宅で仕事をしている際、事業用と個人用のどちらも利用している費用のこと。
家賃や光熱費、ガソリン代、携帯電話の料金などです。

家賃



ガソリン代



固定電話・
携帯電話の料金



インターネット料金



光熱費

電気代

ガス代

水道代

具体的な^{あんぶん}按分例はステップ21を参照

COLUMN

これからは標準になる!?

イー タ ッ ク ス

e-Tax (電子申告)の利用

パソコンから確定申告できる「e-Tax」の手続きは、国税庁のホームページで行いますが、その方法もより簡便になっています。また、平成32年(2020年)分の確定申告からはe-Taxが65万円控除の要件の1つになりますので、まだ始めてない方はこの機会に準備を進めておきましょう(冒頭の確定申告NEWSのNEWS02、06参照)。

e-Tax利用の2つの方式

マイナンバーカード方式

マイナンバーカードがあれば、マイナポータル(またはe-Taxのホームページ)から、e-Taxへログインすることができます。e-Taxの利用を開始できるので、申告書などのデータ送信ができます。

準備としては、マイナンバーカードを使ってe-TaxへログインするためのICカードリーダーを用意し、パソコンに接続する必要があります。

ID・パスワード方式

マイナンバーカードを持っていない方は、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワードの通知を受ける必要があります。

このID・パスワードを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxの送信をすることができます。

【参考】国税庁「e-Tax利用の簡便化の概要について」

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/index.htm>

『やよいの青色申告 19』からe-Taxを利用する

『やよいの青色申告 19』で作成した申告書をそのままe-Tax用のデータとして使うことができます。ファイルメニューの[決算・申告]→[e-Tax データの書き出し]をクリックします。

